

## 医療観察法って、なに？

今回は、「ほう！」なお話ではなく、「へー、そうなんだ」のお話です。

精神に障害があることが原因で、正常な判断能力がない状態において、重大な犯罪を犯した人が、どのようになるのか。

このような場合に、きちんと病気を治すことを優先させるのが、心神喪失者等医療観察法といわれる法律です。

裁判員裁判も実施されていますので、重大犯罪を犯した人が、精神障害者でなければ、また、精神障害者でも、犯行時に正常な判断能力があれば、刑事手続きで裁判員裁判を受けることになります。この正常な判断能力があったか否かが、重要なポイントになる事件が多いのは、皆様もご存知のとおりです。

どちらの手続きで処分されるかで、犯罪を犯した人の処遇は随分と違ったものになります。

精神障害者であれば、病気の治療を優先させるのは良いことだ、精神科医療の質を向上させるためにも有意義であると考える人もいますが、この法律のあり方に異議を唱える専門家もいます。

私たち弁護士の中でも、法律は廃止すべき、あるいはもっと改善すべき、保安処分を回避するためにはやむないとの意見を持つ者などさまざまです。

法律がある以上、その法律が制度としてより良いものとなるように、精神に障害を持つ人の権利が不当に侵害されないことがないように、精一杯努力をするのが、弁護士の職責です。

犯罪は、社会の鏡とも言われますが、たとえ、精神に障害を持つ人の犯罪であっても、それは同じことです。

私たち社会の抱える負の側面が、犯罪を生みだすとすれば、やはり社会全体で、あるべき刑事処分、精神科的治療のあり方を模索しなければなりません。

少し難しいお話になりました。

日常生活で抱えがちな法律問題とはかけ離れたものになりましたが、色々な局面で活動する弁護士のお話でした。